

## 宣言書交付等申出書

殿  
年 月 日

申請者の氏名又  
は名称及び住所

下記の船舶の電子記録簿に関する宣言書について、その交付を受けたいので、国海査第 320 号の 3 に基づき申し出ます。

船舶所有者の氏名 又は名称及び住所			
船 名		国際海事機関 船舶識別番号	
総 ト ン 数		設 置 日	
製 造 者			
販 売 者			
設 置 者			
ソフトウェア名称			
適 合 す る M E P C 決 議			
備 考			

- (注) 1 船名、製造者、販売者、設置者及びソフトウェア名称については、和英併記すること。  
(国際航海に従事する船舶に限る。)
- 2 国際海事機関船舶識別番号の船体標示が義務付けられていない船舶については、同欄は「-」が記載されていること。
- 3 電子記録簿承認書の写し(承認書の記載に変更事項がある場合は、変更等の届出の写しを含む。)を添付すること。

電子記録簿に関する宣言書

DECLARATION OF MARPOL ELECTRONIC RECORD BOOK

Issued under the authority of the Government of JAPAN

MARPOL 条約の規定に関連するものである

*In reference to the requirements set out in the*

International Convention for the Prevention of Pollution from Ships (MARPOL)

船名

Name of ship.....

国際海事機関船舶識別番号

IMO number .....

船舶の旗国

Flag State of ship.....

総トン数

Gross tonnage.....

上記に掲げられる船舶に、MARPOL 条約附属書 XX に適合して記録できるよう設計された電子記録簿が、MARPOL 条約に定められた関連規則に合致し、かつ、IMO により作成されたガイドラインに一致することにつき主管庁による評価を受けて、設置されたことを宣言するものである。

This is to declare that the electronic system designed to record entries in accordance with MARPOL Annex(es) ..... installed on board the ship listed above has been assessed by this Administration to meet the relevant requirements as set out in MARPOL and is consistent with the Guidelines developed by the International Maritime Organization (IMO).

電子記録簿の製造者

Electronic Record Book Manufacturer .....

電子記録簿の販売者

Electronic Record Book Supplier .....

電子記録簿の設置者

Electronic Record Book Installer .....

電子記録簿のソフトウェア名称

Electronic Record Book Software Name .....

電子記録簿が適合する MEPC 決議

Electronic Record Book is in accordance with MEPC Resolution/s .....

設置した日

Date of Installation (dd/mm/yy) .....

この宣言書の写しは、電子記録簿とともに常に船内に備え置くこと。

A copy of this declaration should be carried on board a ship fitted with this Electronic Record Book at all times.

.....  
( 発給の日 )

.....  
( Date of issue )

( 管海官庁 氏名 ) ( 印章 )

電子記録簿に関する自己宣言書

船舶の要目

船 名.....  
 船舶番号.....  
 総トン数.....

電子記録簿の要目

製造者.....  
 販売者.....  
 設置者.....  
 ソフトウェア名称.....  
 適合する MEPC 決議 .....

設置した日.....

この船舶に搭載された電子記録簿（油、有害液体物質、船舶発生廃棄物、入域等の時における窒素酸化物の放出量に係る放出基準、燃料油の使用、オゾン層破壊物質記録簿、パラメータ記録簿）は、国際海事機関によって作成された MARPOL 条約に規定する電子記録簿の使用のためのガイドライン（決議 MEPC.312(74)）に規定されている電子記録簿に関する技術基準を取り入れた「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第 11 条の 3 第 3 項等に基づく電磁的記録の基準を定める告示」（令和 2 年国土交通省告示第 1054 号）の規定に適合している事を宣言する。

年 月 日

船舶所有者の署名 .....

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 不要な文字は抹消すること
- 3 この宣言書は、電子記録簿とともに常に船内に備え置くこと